

中小企業の国内出願に対する助成制度(都内自治体等実施分) 1/2

自治体	事業名	対象者※	対象出願	対象経費	助成率	上限金額	お問合せ先	
港区 (産業振興センター)	産業財産権取得支援事業補助金	域内 中小企業	特許 実用新案 意匠 商標	・出願料、審査請求料、登録料、産業財産権取得に関して弁理士等に支払う費用等 (翌年3月31日までに報告書が提出できること)	対象経費の 2分の1以内	25万円(特許) 15万円(特許以外)	産業振興課 経営支援係 TEL:03-6435-4620	
台東区 (台東区産業振興事業団)	知的所有権取得支援助成金			・特許等の出願料、初期登録にかかわる商標登録等の登録料、初回3年分の特許料、特許の審査請求料、弁理士に対する謝金		10万円(特許) 5万円(特許以外)	(公財)台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当 TEL:03-5829-4124	
墨田区 (すみだ産業情報ナビ)	知的財産権取得補助金			・出願料、出願審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、出願及び取得にともなう弁護士・弁理士に対する報酬 (出願から2年以内)		20万円	産業観光部 経営支援課 経営支援担当 TEL:03-5608-6183	
千代田区	産業財産権取得支援事業			・出願料、出願審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、図面作成費、取得に伴う弁護士・弁理士に対する報酬、その他関連経費		20万円	地域振興部 商工観光課 商工振興係 TEL:03-5211-4185	
江東区	知的財産権取得費補助			・出願料、出願審査請求料、特許料、登録料、電子化手数料、出願に伴う弁理士手数料 (海外の知的財産権でこれらに準ずるものを含む) (出願から1年以内は申請できる)		30万円(特許) 10万円(特許以外)	地域振興部 経済課 産業振興係 窓口 TEL:03-3647-2332	
品川区	知的財産権取得経費助成			・弁理士費用、特許庁費用(出願料、審査請求料、審判請求料、特許料、登録料) (4/1から翌3/31までに支払いが完了すること) ・応募期間 10月に実施		対象経費の 3分の2以内	20万円	商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL:03-5498-6340
北区	知的所有権活用支援事業			・弁理士費用、出願料、登録料、特許料、審査請求料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用 (年度内又は前年度内に、対象知的所有権を出願し、経費の支出を行うこと)		対象経費の 2分の1以内	10万円	地域振興部 産業振興課 商工係 TEL:03-5390-1235
荒川区	産業財産権取得助成			・出願料、登録料、特許料、審査請求料、弁理士費用、区長が必要と認めたもの (特許庁出願より1か月以内は申請できる、単年度)		15万円	産業経済部 経営支援課 経営支援係 TEL:03-3802-3111(内:459)	
板橋区 (板橋区産業振興公社)	知的財産権取得支援助成事業補助金			・審査請求料、登録料、弁理士費用、その他製品及び技術の保護に直接関連があると認められる経費等 ・商標権は弁理士費用を対象 (権利取得してから1年以内に申請、先着順、要事前連絡)		対象経費の 3分の1	20万円(特許) 10万円(商標)	(公財)板橋区産業振興公社 経営支援グループ TEL:03-3579-2175

※この他にも、各自治体では要件を詳細に規定しています。また、制度の改廃等が行われている場合がありますので、ご利用の際は各窓口までお問い合わせください。
 ※交付決定に当たっては、各自治体で審査があります。

裏面も
ご覧ください



中小企業の国内出願に対する助成制度(都内自治体等実施分) 2/2

自治体等	事業名	対象者※	対象出願	対象経費	助成率	上限金額	お問合せ先
足立区	知的財産権 認証取得 助成金	域内 中小企業	特許 実用新案 意匠 商標	・出願料、登録料、審査請求料又は技術評価請求手数料、弁理士等費用・電子化手数料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用 (登録証の登録日から1年以内)	対象経費の 2分の1	30万円	産業振興課ものづくり振興係 TEL:03-3880-5869
葛飾区	知的所有権 取得費補助事業			・出願のため、弁理士に支払う手数料、出願料及び出願審査請求に要する経費 (申請後1か月以内に申請)			10万円
江戸川区	知的財産権の 出願にかかる助成金		特許 実用新案 意匠	・出願料、審査請求料、弁理士費用 (出願前申請)	対象経費の 3分の2以内	20万円	産業経済部 産業経済課 計画係 TEL:03-5662-9014
世田谷区	知的財産権 取得支援補助金		特許 実用新案 意匠 商標	・出願料、登録料、その他手数料や弁理士費用(区長が認めるもの) (出願後か登録後の申請)	対象経費の 2分の1		20万円
練馬区	産業財産権の 取得支援事業			・出願料および出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、弁理士または弁護士に対する報酬(産業財産権に係る出願後、1年以内にご申請ください。)		10万円	一般社団法人 練馬区産業振興公社 練馬ビジネスサポートセンター TEL:03-6757-2020
立川市	立川産品販路拡大等 支援事業(知的財産 権の取得)			・販路拡大を目的とした、知的財産権の取得に係る費用		30万円	産業文化スポーツ部 産業観光課 商工振興係 TEL: 042-528-4317
三鷹市 (三鷹商工会)	工業振興事業補助金		要問合せ	・特許など工業所有権取得申請に係る補助対象事業(特許など工業所有権の取得申請に係る事業、事業に要する費用)	事業経費の 2分の1 以内	10万円	三鷹商工会 TEL: 0422-49-3111
府中市 (府中市工業技術情報センター)	特許取得事業補助金		特許	・出願料、審査請求料、特許費用、弁理士費用、技術指導受け入れ費用 (1企業2件、翌年2月末日までに事業が完了すること) 受付期間に注意	補助対経費 の2分の1 以内		10万円
町田市	特許権等取得事業補助金		特許 実用新案 意匠 商標	・特許庁へ支払う印紙代、弁理士手数料	対象経費 の2分の1	10万円 (特許・実案・意匠) 5万円 (商標)	経済観光部 産業政策課 TEL:042-724-3296
青梅市	産業財産・認証出願 支援		特許 実用新案 意匠 商標	出願	対象経費の 3分の2 以内	50万円	経済スポーツ部 商工観光課 商工労政課 TEL:0428-22-1111(内線2341・2342)

※この他にも、各自治体では要件を詳細に規定しています。また、制度の改廃等が行われている場合がありますので、ご利用の際は各窓口までお問い合わせください。

※交付決定に当たっては、各自治体で審査があります。

表面も
ご覧ください

